

第三十八回国会 衆議院 大蔵委員會議録 第五号

昭和三十六年二月九日(木曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 足立 篤郎君

理事 嶋田 宗一君 理事 黒金 泰美君

理事 細田 義安君 理事 毛利 松平君

理事 山中 貞則君 理事 辻原 弘市君

理事 平岡忠次郎君 理事 横山 利秋君

岡田 修一君 金子 一平君

簡牛 九夫君 藏内 修治君

田澤 吉郎君 永田 亮一君

藤井 勝志君 米山 恒治君

有馬 輝武君 石村 英雄君

佐藤 觀次郎君 田原 春次君

広瀬 秀吉君 藤原 豊次郎君

堀 昌雄君 武藤 山治君

安井 吉典君 春日 一幸君

出席政府委員

大蔵事務次官 大久保武雄君

大蔵事務官 村山 達雄君

(主税局長) 自治事務官 後藤田正晴君

(税務局長) 委員外の出席者

大蔵事務官 白石 正雄君

(国税庁直税部長) 専 門 員 抜井 光三君

二月八日

港湾整備特別会計法案(内閣提出第一八号)

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案(内閣提出第二〇号)

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件

参考人出頭要求に関する件

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

港湾整備特別会計法案(内閣提出第一八号)

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案(内閣提出第二〇号)

○足立委員長 これより会議を開きます。

小委員会設置の件についてお諮りいたします。

税制及びその執行に関する調査のため、小委員十三名よりなる税制及び税の執行に関する小委員会を設置いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○足立委員長 御異議なしと認めます。よって、設置するに決しました。

なお、小委員及び小委員長の選任並びにその辞任、補欠選任につきましては、この際委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○足立委員長 御異議なしと認めます。

それでは、後刻委員長において小委員及び小委員長を指名し、公報をもって御通知いたします。

○足立委員長 昨八日本委員会に付託されました港湾整備特別会計法案、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案及び地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案の三案を一括して議題といたします。

港湾整備特別会計法案

(設置)

第一条 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第 号)第三条に

規定する港湾整備五箇年計画の実施に伴い、港湾整備事業(同法第二条に規定する港湾整備事業をいう。以下同じ)で国が施行するものに

関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行なうものとする。

一 直接港湾整備事業(港湾整備事業で国が施行するもののうち

次号に規定する特定港湾施設工事等以外のものをいう。以下同じ)に密接な関連のある工事のある港湾の整備のため特に必要のある工事

で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「港湾整備関係受託工事」という。)

二 特定港湾施設工事等(特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)第二条に規定する特定港湾施設工事及び当該工事に関連して施行する港湾整備事業で政令で定めるものをいう。以下同じ)に密接な関連のある工事

で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「特定港湾施設関係受託工事」という。)

三 一般会計所属港湾関係工事(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設の災害復旧に関する工事、港湾整備緊急措置法第二条第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法(昭和三十一年法律第一〇号)第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事

で運輸大臣が施行するもの並びにこれらの工事に密接な関連のある工事

で運輸大臣が委託に基づき施行するものをいう。以下同じ)の管理

四 港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

(管理)

第二条 この会計は、運輸大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第三条 この会計は、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定に区分する。

(港湾整備勘定の収入及び支出)

第四条 港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

一 第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金及び第八条第一項の規定による特定港湾施設工事勘定からの繰入金

二 港湾法第五十二条第二項において準用する同法第四十二条第一項本文若しくは第二項、同法第五十二条第三項又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項の規定による負担金で、直接港湾整備事業に係るもの

三 港湾整備関係受託工事に係る納付金

2 港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一 直接港湾整備事業及び港湾整備関係受託工事に係る費用

(国が北海道で行なうこれらの事業又は工事に係る職員給与

に要する費用その他の事務費を
除く。

二 一般会計所属港灣関係工事、
特定港灣施設工事等及び特定港
灣施設関係受託工事に関する事
務費（国が北海道で行なうこれら
の工事に関する事務費を除く。）

三 港灣整備事業で港灣管理者が
施行するものに係る負担金及び
補助金

四 第九条の規定による一般会計
への繰入金

（特定港灣施設工事勘定の歳入及
び歳出）

第五条 特定港灣施設工事勘定にお
いては、次に掲げる収入及び附属
雑収入をもつてその歳入とする。

一 第七条第二項の規定による一
般会計からの繰入金

二 港灣法第五十二条第二項にお
いて準用する同法第四十二条第
一項本文若しくは第二項、北海
道開発のためにする港灣工事に
関する法律第三条第二項におい
て準用する同法第二条第一項、
特定港灣施設整備特別措置法第
四條又は企業合理化促進法（昭
和二十七年法律第五号）第八條
第四項後段の規定による負担金
で、特定港灣施設工事等に係る
もの

三 特定港灣施設関係受託工事に
係る納付金

2 特定港灣施設工事勘定において
は、次に掲げる費用及び附属諸費
をもつてその歳出とする。

一 特定港灣施設工事等及び特定
港灣施設関係受託工事に関する

費用（これらの工事に關する事
務費を除く。）

二 第八条第一項の規定による港
灣整備勘定への繰入金

三 第九条の規定による一般会計
への繰入金

（特定港灣施設工事勘定の歳入及
び歳出等の整理）

第六条 特定港灣施設工事勘定にお
いては、歳入及び歳出並びに資産
及び負債を工事別その他の政令で
定める区分（以下「工事別等の区
分」という。）に従つて整理しなけ
ればならない。

（一般会計からの繰入れ）

第七条 直轄港灣整備事業に關する
費用で国庫が負担するもの、一般
会計所属港灣関係工事に關する事
務費並びに港灣整備事業で港灣管
理者が施行するものに係る負担金
及び補助金の額に相當する金額
は、毎会計年度、一般会計から港
灣整備勘定に繰り入れるものとす
る。

2 特定港灣施設工事等に關する費
用で国庫が負担するものの額に相
當する金額は、毎会計年度、一般
会計から工事別等の区分に従つ
て、特定港灣施設工事勘定に繰り
入れるものとする。

3 前二項の規定による繰入れは、
国が北海道において行なう事業又
は工事に關する事務費の額その他
政令で定める額に相當する金額を
除き、予算の範囲内において政令
で定めるところにより行なうもの
とする。

（特定港灣施設工事勘定からの港
灣整備勘定への繰入れ）

第八条 特定港灣施設工事等及び特
定港灣施設関係受託工事に關する
事務費の額に相當する金額は、毎
会計年度、工事別等の区分に従つ
て、特定港灣施設工事勘定から港
灣整備勘定に繰り入れるものとす
る。

2 前条第三項の規定は、前項の規
定による繰入れについて準用す
る。

（一般会計への繰入れ）

第九条 港灣整備関係受託工事及び
特定港灣施設関係受託工事に係る
納付金のうち、当該工事について一
般会計において支弁した政令で定
める経費の額に相當する金額は、
当該納付金を収納した年度内にお
いて、港灣整備関係受託工事に係
るものにあつては港灣整備勘定か
ら、特定港灣施設関係受託工事に
係るものにあつては、工事別等の
区分に従つて、特定港灣施設工事
勘定から、それぞれ一般会計に繰
り入れるものとする。

（歳入歳出予算計算書の作成及
び送付）

第十条 運輸大臣は、毎会計年度、
この会計の歳入歳出予算計算書、
繰越明許費要求書及び国庫債務負
担行為要求書（以下「歳入歳出予
定計算書等」という。）を作成し、大
蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書等に
は、次に掲げる書類を添附しなけ
ればならない。

一 前前年度の事業実績表並びに
前年度及び当該年度の事業計画
表

二 国庫債務負担行為で翌年度以
後にわたるものについての前年
度末までの支出額及び支出額の
見込み、当該年度以後の支出予
定額並びに該会計年度にわたる
事業又は工事に伴なうものにつ
いてはその全体の計画及びその
進捗状況等に関する調査書

3 前項各号の書類のうち特定港灣
施設工事勘定に係るものは、工事
別等の区分に従つて作成するもの
とする。ただし、当該年度の事業
計画表については、この限りでな
い。

（歳入歳出予算の区分）

第十一条 この会計の歳入歳出予算
は、港灣整備勘定及び特定港灣施
設工事勘定に区分し、各勘定にお
いて、歳入にあつては、その性質
に従つて款及び項に区分し、歳出
にあつては、その目的に従つて項
に区分する。

（国庫債務負担行為の区分）

第十二条 この会計の国庫債務負担
行為は、港灣整備勘定及び特定港
灣施設工事勘定の区分に従い、更
に特定港灣施設工事勘定にあつて
は工事別に、その必要の理由を明
らかにし、かつ、これをする年度
及び債務負担の限度額を明らかに
し、また、必要に応じ、これに基
づいて支出をすべき年度、年限又
は年割額を示さなければならな
い。

（予算の作成及び提出）

第十三条 内閣は、毎会計年度、こ
の会計の予算を作成し、一般会計
の予算とともに、国会に提出しな
ければならない。

2 前項の予算には、第十条第一項
に規定する歳入歳出予算計算書等
及び同条第二項各号に掲げる書類
を添附しなければならない。この
場合においては、同条第三項の規
定を準用する。

（特定港灣施設工事勘定の予算の
執行）

第十四条 特定港灣施設工事勘定の
予算で、その項又は目が工事別等
の区分によつていないものの配賦
は、財政法（昭和二十二年法律第
三十四号）第三十一条第二項の規
定によるほか、工事別等の区分に
より行なうものとする。

2 特定港灣施設工事勘定の工事別
等の区分に応ずる収入金は、当該
区分に応ずる費用の財源に充てる
ものとする。この場合において、
その収入金のうち当該費用の財源
に充てる必要がない剰余を生じた
ときにおける当該剰余の処理につ
いて必要な事項は、政令で定め
る。

3 特定港灣施設工事勘定におい
て、工事別等の区分による歳出予
算の金額を支出するには、当該区
分による歳入の収納済額をこえて
はならない。

（予備費の使用）

第十五条 港灣整備勘定の予備費
は、当該年度の予見し難い必要に
基づく経費の財源に充てるための
特別の収入その他政令で定める収

入の取納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

2 特定港湾施設工事勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の取納済額で工事別等の区分によるものに相当する額を限度として、工事別等の区分に従つて使用することができる。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)
第十六条 運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分によるほか、特定港湾施設工事勘定にあつては工事別等の区分に従つて、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。
一 当該年度の事業実績表
二 債務に関する計算書
3 第十條第三項本文の規定は、前項の書類について準用する。
(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十七条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算とともに一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。
(剰余金の繰入れ)
第十八条 港湾整備勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 特定港湾施設工事勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これを工事別等の区分により翌年度の歳入に繰り入れるものとする。
(剰余金の預託)
第十九条 港湾整備勘定において、支払上現金に剰余があるときは、資金運用部に預託することができる。

2 特定港湾施設工事勘定において、工事別等の区分に応ずる支払上現金に剰余があるときは、当該区分に従つて、資金運用部に預託することができる。
(実施規定)
第二十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
2 特定港湾施設工事特別会計法(昭和三十四年法律第六十八号)は、廃止する。
3 特定港湾施設工事特別会計の昭和三十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。
4 昭和三十五年度以前の年度の一般会計の直轄港湾整備事業の施行又は一般会計所属港湾関係工事の管理に関する予算(昭和三十六年度に繰り越したものを含む)に係る一般会計所属の資産及び負債は、政令で定めるところにより、

この会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に帰属する。
5 特定港湾施設工事特別会計の廃止の際令で定める資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に帰属する。
6 前項の規定によりこの会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に帰属した地方債証券(港湾法に基づく港務局の発行する債券を含む。以下同じ。)の償還金及び利子は、それぞれその帰属した勘定の歳入とし、同項の規定によりこれらの勘定に帰属した旧特定港湾施設工事特別会計の借入金金の償還金及び利子は、それぞれその帰属した勘定の歳出とする。
7 前項に規定する地方債証券の償還金及び利子は、同項に規定する借入金金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、その財源に充てなお剰余があるときは、その剰余の額は、直轄港湾整備事業又は特定港湾施設工事等に関する費用のうち国庫が負担するものの財源に充てなければならない。
8 第六項に規定する借入金金の償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

10 特定港湾施設工事特別会計の昭和三十五年度分の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により翌年度に繰り越して使用することができるものがあるときは、その使用は、特定港湾施設工事等に係るものにあつては特定港湾施設工事勘定において、その他の工事に係るものにあつては港湾整備勘定において行なうものとする。

11 第十條第二項又は第十三條第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予定計算書又は予算に添附すべき前年度の事業実績表及び前年度の事業計画表は、昭和三十六年度分(前前年度の事業実績表については、昭和三十七年度分を含む。)に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。
12 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第二十六条第一項第三号の二中「特定港湾施設工事特別会計」を「港湾整備特別会計」に改める。
退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一条中「特定港湾施設工事特別会計」を「港湾整備特別会計」に改める。

13 第六項に規定する借入金金の償還金及び利子の額に相当する金額は、特定港湾施設工事等に係るものにあつては工事別等の区分に従つて特定港湾施設工事勘定から、その他の工事に係るものにあつては港湾整備勘定から、それぞれ国庫整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

14 特定港湾施設整備特別措置法の第一條を次のように改正する。
第四條第四項を削る。

理由
港湾整備緊急措置法に基づく港湾整備五箇年計画の実施に伴い、特定港湾施設工事その他直轄港湾整備事業の施行及び港湾整備事業に係る国の負担金の交付等に関する政府の経理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律
第一条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。
第十八条ノ七中「昭和三十四年度」を「昭和三十七年度」に改める。
第二条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。
第二十六条第一項中「昭和三十四年度」を「昭和三十七年度」に改める。

理由
この法律は、公布の日から施行する。

理由
厚生保険特別会計の健康勘定の歳入不足をうめ、及び船員保険特別会

第一類第五号 大蔵委員会議録第五号

昭和三十六年二月九日

三

計の保険給付費のうち療養給付の部門の財源の一部に充てるものとして、昭和三十四年度以後一定年度間においてこれらの勘定又は会計に對し一般会計から行なう繰入れに關する特例につき、これらの勘定又は会計の財政状況から、これを昭和三十七年度以後に繰り延べることをする必要があり、これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の負担金の納付の特例に關する法律を廃止する法律案
地方公共団体の負担金の納付の特例に關する法律を廃止する法律案

地方公共団体の負担金の納付の特例に關する法律(昭和二十八年法律第百一十一号)は、廃止する。

附則

- 1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
- 2 昭和三十五年以前年度の予算により国が直轄で施行した事業(昭和三十六年度に繰り越して施行するものを含む)に係る負担金については、なお従前の例による。
- 3 特定土地改良工事特別会計法(昭和三十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
第三条中「、地方公共団体の負担金の納付の特例に關する法律(昭和二十八年法律第百一十一号)第一項の規定により納付された地方債証券の償還金及び利子」を削る。

4 道路整備特別会計法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
附則第四項中「地方公共団体の負担金の納付の特例に關する法律第一項の規定により納付された」を削る。

理由

国が直轄で施行する事業に係る地方公共団体の負担金について、地方債証券による納付を行なわないこととするため、地方公共団体の負担金の納付の特例に關する法律を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○足立委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官大久保武雄君。

○大久保政府委員 ただいま議題となりました港灣整備特別会計法案、厚生保険特別会計法案の一部を改正する法律案及び地方公共団体の負担金の納付の特例に關する法律を廃止する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

まず、港灣整備特別会計法案について申し上げます。

政府におきましては、港灣整備事業の促進をはかするため、港灣整備五カ年計画を樹立いたしまして事業の緊急かつ計画的な実施に努めることとし、別途今国会に港灣整備緊急措置法案を提案して御審議をお願いいたしております。この方針に伴いまして、港灣整備事業に關する収入支出並びにその事業の成果を明らかにするために、その

事業に關する経理を一般会計と区分することが適當であると認められますので、ここにこの法律案を提案いたします。した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この特別会計においては、国が施行する港灣整備事業に關する経理を行なうことを主たる目的とし、あわせて、これに關連のある受託工事の施行並びに港灣管理者の行なう港灣整備事業に對する国の負担金または補助金の交付等に関する経理を行なうこととしたしております。

第二に、この会計は運輸大臣が管理することとし、港灣整備勘定と特定港灣施設工事勘定に区分して経理することとしております。

港灣整備勘定は、特定港灣施設工事等以外の直轄港灣整備事業及びこれに關連のある受託工事並びに港灣整備事業費に對する国の負担金または補助金の交付等に関する経理を行なうものでありまして、この直轄事業費または国の負担金もしくは補助金等の財源に充てるための一般会計からの繰入金及び直轄事業費に對する港灣管理者の負担金並びに受託工事納付金等をその歳入金とし、直轄港灣整備事業及びこれに關連のある受託工事に関する費用並びに国の負担金または補助金等をその歳出とするとしております。

特定港灣施設工事勘定は、特定港灣施設工事及びこれに關連して施行する特定の直轄港灣工事並びにこれらの工事に關連のある受託工事に関する経理を行なうものでありまして、特定港灣施設工事等に充てるための一般会計からの繰入金、港灣管理者の負担金及び

特定の事業者からの受益者負担金並びに受託工事納付金等をその歳入とし、特定港灣施設工事等及び受託工事に關する費用をその歳出とするとして、これらの歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別等の区分に従って経理することとしたしております。

以上のほか、この法律案におきましては、この会計の予算及び決算等に關して必要な事項を定めることとしております。

なお、本特別会計の新設に伴って、特定港灣施設工事特別会計法を廃止することとしたしております。

次に、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、第二十二回国会において、政府管掌健康保険の給付費及び船員保険特別会計の療養給付の部門における給付費の異常な増高等に伴いまして、厚生保険特別会計の健康勘定及び船員保険特別会計の療養給付の部門におきまして財源に不足を生じましたので、これが措置として、厚生保険特別会計に於ては、昭和三十年以降七カ年度間、毎年度一般会計から十億円を限度としてこの会計の健康勘定へ繰り入れることができる措置を、また、船員保険特別会計に於ては、昭和三十年以降六カ年度間、毎年度一般会計から二千五百万円を限度として船員保険特別会計へ繰り入れることができる措置を講じたのであります。その後、諸般の情勢にかんがみ、昭和三十一年度以降昭和三十三年度まで毎年度法的措置を講じ、一般会計からの繰り入れを昭和三十四年度以降に繰り延べたのであります。今回、これらの勘定または

会計の財政状況等から、この一般会計からの繰り入れを、さらに、昭和三十七年度以降に繰り延べることにしようとするため、この法律案を提出いたしました次第であります。

なお、昭和三十四年度及び昭和三十五年度におきましては、この一般会計からの繰り入れを昭和三十六年度以降に繰り延べるための法律案を第三十一回国会及び第三十四回国会に提出いたしましたのであります。諸般の事情によりまして審議未了となつたものであります。

最後に、地方公共団体の負担金の納付の特例に關する法律を廃止する法律案について申し上げます。

政府は、国が直轄で行なう事業にかかわる地方公共団体の負担金につきまして、昭和二十八年、当時の地方財政の状況にかんがみ、現金納付にかえ、地方債証券による納付を行なうことができるよう、地方公共団体の負担金の納付の特例に關する法律により措置を講じたのであります。

しかしながら、地方財政の状況もその後好転しておりますので、今後の地方財政運営の健全化をはかるため、地方債証券による納付の制度を廃止し、本来の現金納付の原則によることとが適当とされるに至りました。このため、昭和三十五年度におきましては、国有林野事業、特定港灣施設工事、道路整備及び治水の各特別会計で施行する事業にかかわる地方公共団体の負担金について、地方債証券による納付の制度を取りやめて、現金納付とし、その所要資金の一部については資金運用部資金よりの起債の道を講じたのであります。昭和三十六年度におきましては、

税率は普通の税率よりは安い。十ばかりやすい。税率は普通三十八に対して二十八です。また、所得計算におきましても、いわゆる特別配当というものは損金に算入してということ、それはその実態に適したようなことになっております。政策的な課税の方として、租税特別措置で、御案内の通り再建整備法の整備計画が終了するまでは、その留保金額が出資金額の四分の一に達するまでは、その留保部分に対しては法人税を課税しない、こういうことを特に農協等の再建整備計画に合わせましてやっておるわけでありませう。この点はほかの事業協同組合についてもやっておりますが、特に農業協同組合につきましては、その連合会がもし再建整備計画の実施中であらば、その単位組合である単協については、そのものが再建整備計画実施中になくとも、同様に投資金額の四分の一に達するまでの留保分について課税しないという特例を保持しておるわけでありませう。この辺は農林省方面におきまして農協の再建整備という計画に全く合致して、特段の措置を講じておるという事を申せるかと思ひます。

○有馬(樺)委員 よくあなた方は均衡論と、それから今後段にお話になりました、たとえば再建整備法に基づくところの特例をもつて、もうこれでもやっておるじゃないかというふうなものの言ひ方をなさるのでなければ、私がお母ねしておるのは、そういうことと比べて、基本的に戦前の実態というものと比べ合わせて、一歩前向きな姿勢をとらないう、今おっしゃったような点では身動きがでないような情勢にあるのじゃないか、こういう角度

からお母ねをいたしておるわけなんです。こういう視野で、政務次官、この問題についてお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大久保政府委員 有馬さんの御指摘の農協に対する課税につきましては、農協の再建整備その他と考へ合わせまして、将来できるだけ御趣旨に沿うような方向に考慮していきたいと思ひます。

○有馬(樺)委員 再建整備の問題と切り離して、この際特段の努力を払うべきではないか。私は冒頭で今みたいな答弁をなさるのじゃないかと思つて、池田総理なりあるいは大蔵大臣の施政方針演説をわざわざ回りに読んで読ませていただいたわけなんです。とにかく、生産費の問題なり、金融の問題なり、あるいは生産基盤の強化の問題なり、これは現在の農業については、各般の施策が、しかも早急な施策というものが要求されておるわけでありませう。その中でやはり税法でも積極的な手が打たれていかねばならぬと思ひます。ただ作文は、各般の政策を講じてと、それは簡単に書けるかもしれませんけれども、実態はそういうたまたまやさしいものではないことは、大先輩の政務次官も十分御承知のところでありませう。そういう点について少し意欲的な御答弁をいただきたいと思ひます。

○村山政府委員 われわれ農林省と絶えず連絡をとっているわけでありませうが、もしおっしゃる点が戦前と同じように非課税にしたらどうかというお話でありませう、これはなかなかむずかしいのじゃないか。現在では、御案内のように公益法人といへども、現在事

業を営んでいる限り、その分の収益に對しては課税している状況でございます。営利法人を頂点として、一方公益法人もありません。その間、協同組合的なものとして、今の農業協同組合、森林協同組合、その他事業協同組合あるいは消費生活協同組合、いろいろございまして、これはこれなりに、その実態に對して、普通の法人には見られない特別配当を損金に算入するとか、あるいは税率もその程度に応じて引き下げるというような措置を講じているわけでありませう。従いまして、税体系全般としてこの際農協だけ非課税にするのはどうかということになります。いかがなものかと思ひます。

○有馬(樺)委員 最近聞いておられる点が、われわれの最近聞いておられる従来の再建整備を一步進めて、さらに農協等の合併を促進することによつて既成基盤を強化する必要があるというふうなことをほかに承つておるわけでありませう。もしそういうことを国策として主務官庁の方で推進することが必要だということになります。ば、またわれわれも、その際におけるいろいろな課税問題を考へまして、必要な措置はとりたいというふうな考へておられますが、何分にもまだ計画内容その他確かなはきまつておりませぬので、われわれは今そういう問題を部内において検討の段階だということをおし上げておきます。

○有馬(樺)委員 村山さんも時たまうれしいことをおっしゃるのでなければ、戦前みたい非課税にするなら別でありませうと冒頭でおっしゃった。私は言葉じりをつまかせるわけではな

いんですけれども、いろいろ検討していらつしやるとすれば、法定準備金が出資総額の二分の一に達するまでの留保金額に對して、一歩前進させる考へはないかと思ひます。とにかく私は冒頭で申し上げたんですけれども、あなたのように、他のものとの均衡論でものをおっしゃつていては、これは現在の日本の農業というものはどうともならぬいんです。これは御承知でしょう。もう重傷どころの騒ぎではないんです。瀕死の状態にあるのに、同じ定木でもって均衡論を振りかざしていらつしやるから、ますますジリ食に陥つていくということ、しかも、財政的には、わが党の中澤茂一君が本会議の質問の中でも指摘いたしましたように、投資の面においては全体で十六兆円出すのに、農業に對しては十年間に一兆円、六兆ちよつとしか出さない。税法の方でも均衡をとれ、企業が成り立つように創意工夫を重ねなければいかぬ、そしてそのために政府は各般の施策をやつていくんだとおっしゃるんですけれども、その内容たるや、今あなたがおっしゃるような均衡論に終始する。これじゃ私たちが池田内閣の真意がどこにあるかわからないのでありませう。あなたの方で池田総理や大蔵大臣の真意をゆがめてはいかぬ。やはりそれに沿うように一歩前進した形というものを私たちが出してはいるわけですから、それに対して具体的な御答へをいただきたいと思つておるわけでありませう。

○村山政府委員 農業の方の今後の育成あるいはその基盤の基礎を強固にするという問題は、私はなほは個人的なことを申し上げてなでございませうが、まず第一に、農家そのものの問題、その辺から考へていかなくちゃいかぬのじゃないか。あるいはその指導機関としての、あるいは特に流通機構を大きく持つものとしての農業協同組合、これも考へなければいかぬと思ひますが、その単位をなす個人につきましては、御案内のように、今度改正いたしますと、おそらく兼業農家を入れますと全国で六百万世帯といわれるものうち、十三万くらいしか納税者が残らない、こういう実情になると思ひます。われわれは特に農業のためには、いはば特に農業のためということではありませぬが、家族従事者の多い低所得者を中心にして減税を行なう結果は、さうなことになると思ひます。もちろん実態をいたしましてその辺を十分ねらつておるわけではございませぬが、その辺がやはり一番大きな問題ではないかと思ひます。それらの農家の共同機関である農協につきましては、これはまたそれなりに、その必要性に応じてそれれ手を打つということではないかと思ひます。ただ、非課税にして、さうおっしゃるが、あるいは今言った二分の一までは課税しないようにしたらどうかという問題でございませぬが、これはやはり、全体の税法系の中で、ある程度のパランスはとらざるを得ないのではないか。各種の協同組合、いろいろございませぬが、現在協同組合に對する課税の特例を見ておられますと、先ほど申したように、農林漁業組合に對する課税の特例は、やはり特段の措置が講ぜられておるといふことは申し上げられぬのではないかと思ひます。先ほど申したように、さらに今後合併等の問題が出て参りますれば、

が、まず第一に、農家そのものの問題、その辺から考へていかなくちゃいかぬのじゃないか。あるいはその指導機関としての、あるいは特に流通機構を大きく持つものとしての農業協同組合、これも考へなければいかぬと思ひますが、その単位をなす個人につきましては、御案内のように、今度改正いたしますと、おそらく兼業農家を入れますと全国で六百万世帯といわれるものうち、十三万くらいしか納税者が残らない、こういう実情になると思ひます。われわれは特に農業のためには、いはば特に農業のためということではありませぬが、家族従事者の多い低所得者を中心にして減税を行なう結果は、さうなことになると思ひます。もちろん実態をいたしましてその辺を十分ねらつておるわけではございませぬが、その辺がやはり一番大きな問題ではないかと思ひます。それらの農家の共同機関である農協につきましては、これはまたそれなりに、その必要性に応じてそれれ手を打つということではないかと思ひます。ただ、非課税にして、さうおっしゃるが、あるいは今言った二分の一までは課税しないようにしたらどうかという問題でございませぬが、これはやはり、全体の税法系の中で、ある程度のパランスはとらざるを得ないのではないか。各種の協同組合、いろいろございませぬが、現在協同組合に對する課税の特例を見ておられますと、先ほど申したように、農林漁業組合に對する課税の特例は、やはり特段の措置が講ぜられておるといふことは申し上げられぬのではないかと思ひます。先ほど申したように、さらに今後合併等の問題が出て参りますれば、

またそれはその必要に応じて所要の措置を講じていくべきで、それは農村の振興あるいは所得格差という一つの政策方向と、資本金の二分の一までは非課税という問題は、直ちには結びついてこないのではないかと、かような感じがするわけでございます。

○有馬(輝)委員 同じことを繰り返していらつしやるのですけれども、村山さんが同じことを繰り返されるので、私は、少し関係はないかもしれませんけれども、それを申し上げて、政務次官のお考えを伺いたいと思ひます。

御承知のように、アメリカでも、今ペンソン農政に対していろいろな批判が出ておるようですが、その批判が、たとえばバレイショやトウモロコシの作付面積を減らさせるために、まあこれは困柄が違ひますし、国民の総生産も違ひますから、ただ額では申し上げられませんが、一兆円も毎年出しておるような実態、あるいはイギリスにおきましても、御承知のように、非常に農業者は少ないけれども、それに対する特別の保護がなされておる。あるいは、私に、ただかつて通つただけで、その実態はつかんでいないかもしれませんけれども、デンマーク等においても、金融だけでなく、税制の面においても御承知のように特別の措置が講じられておつて、それでやつと何とかやつておる。しかも、みんなこれらの困々が、それじゃ農業が企業として十二分に成り立ち得るかというところ、ほとんどどうもすれすれのところにきておるのであります。そういうことをやつてさへも、そういう状態に、日本においては、そういう手だ

てを何もやらぬで、そうしてその所得格差を是正するのだとおつしやつて、てんでわかないのですが、税法に対して政務次官としては、今どういふ手をとらうとされておるか、一つお聞かせをいただきたいと思ひます。

○大久保政府委員 有馬さん御指摘の、農業従事者に対する租税上の特別の考慮を払つていけとおつしやることは、われわれもいたしまして、同感でございます。農業従事者に対しては、できるだけだけの負担の軽減をはかつて差し上げたいと考えておるわけでございます。そこで、先ほど局長も申し上げましたように、ただいま十三万人の課税対象といつたやうな、だんだん軽減に向つておりますやうな次第でございます。ただいまの農協等に関しまして、ただいま申し上げますやうな趣旨に沿ひまして、今後とも努力をしていきたいと思ひておる次第でございます。

○佐藤(觀)委員 関連して。村山さんにお伺いしますが、農協の課税は三十七、八億でしよう。生協のやつは一億四千万くらいでしよう。それをその点でちよつと伺つておきたいのですかね。

○村山政府委員 後刻調べまして……。○佐藤(觀)委員 後刻じゃない。簡単なことじゃないですか。三十七、八億です。

○村山政府委員 この前の国会で作つた資料がたしかあると思ひます。私の記憶では、非常に少なかつたように覚えておりますが、農協は、これは三十三年二月一日から三十四年一月三十一日までを終了した分をとつておりまして、ちよつと一年間でございます

が、法人数は一万五千五百十五でございます。その所得金額は、これは欠損の出た分は別にしまして、所得の出たものだけでございますが、二十三億五千六百万円。ただ、これは今の措置法の関係で非課税の分がございまして、その二十三億にかりに課税しますと、先ほど申しますように二八%でございますが、かりに三割としまして、そのうち相当部分は租税特別措置法によつて非課税になつておるんじゃないか、かように思われるわけでありませう。

○佐藤(觀)委員 生活協同組合は……。○村山政府委員 後ほど協同組合に関する課税資料をできるだけ取りそろえてお示ししたいと思ひておられます。

○佐藤(觀)委員 その数字が私の考えているものとは違つておられますが、そういうわずかなものであればこそ、やはりきのうもわが党の浅谷君が、予算委員会でも、農業所得の十年の間の伸びが少くないということを言つて、いろいろ問題になつたのですが、特に今の農業の現段階では、そういうやうなものを非課税にしなければやつていけない。これは周東農林大臣に質問しても、農業は今日だめだという現状で、これは今度の国会はいわゆる農政国会といわれておるほど、農業が非常に困つておるわけなんです。政務次官にお尋ねしますが、農協の非課税の点についてどう考へるか考へないかといふのはなくて、実行する御意思があるかないか、この点だけはつきり一つ言つてもらいたい。

○大久保政府委員 佐藤さん、有馬さんからの御指摘の御趣旨は、われわれもまことに同感をいたしておるわけでございます。御趣旨の線に沿ひまして、今後とも一つ一歩々々努力を積み重ねていきたい、かような誠意を持っておりますので、どうか一つこの点をおくみ取りをいただきたいとお願ひ申し上げます。

○有馬(輝)委員 政務次官のお人柄でそれ以上言えなくなつてしまふのでありますが、村山さんがいわゆる国税の農家に対する負担というの割合と少ないのだということを伺つておるのですけれども、その意味で私がお尋ねしたいと思ふのです。先ほどから申し上げます産業界、地域間の格差の問題であります。昨日申したように、わが党の堀君から指摘されたように、そうして山中君や私が肩をすばめておりましたように、鹿児島県の人たちには、確かに所得税の話を農家の人たちに話つてびんごない実態にあることは、私も十分知つております。それだけ貧しくて所得税の対象にはならぬ。が、しかし、そのかわりに、住民税の負担というものが非常に大きくなつてきておるわけなんです。もちろん、税制調査会におきましては、直接税と間接税のあり方、国税と地方税のあり方については、今後の検討の問題として残していらつしやいます。が、しかし、私は、特に農業のこの危機を打開するためにも、税法の面では、シャッブ勧告以来の国税、地方税の体系全般について再検討すべき時期にきておるんじゃないか、こゝろ思つておる。こゝろ辺について大蔵省として検討されておるかどうか。もし検討され

ておるとするならば、その方向について若干、おつしやられる範囲内であつて、どうございませうから、お教えいただきたいと思ひます。

○村山政府委員 ただいま御指摘のありましたように、わが国の今の税制は、大抵昭和二十五年のシャッブ勧告を基礎にした税制ができておつておる。それがなかなかいろいろの問題を含んでおるということでありませう。政府におきましては、昨年の三十四年の五月に税制調査会を設けまして、三年間の長期にわたつて体系的な問題を検討しようということになつておりました。本年は、この第一次答申に基づきまして改正案を提出してある次第でございます。なお、体系の多くの問題は今後に残されておると思ひて差しつかえないと思ひます。そこには、ひとり直接税、間接税という問題だけではない。国税と地方税のあり方、それからその実体としての税源をどういふふうに配分していくかという問題まで含んで、今後問題が残されておる。ということでございます。そこで中心になりまして問題は、もちろんそれぞれ国民あるいは住民間における負担のバランスという問題と、国、地方における財政問題、この両方にらみ合わせながら今後検討を續けて参る、かような考へてあります。

○有馬(輝)委員 簡単に伺います。すべて税制調査会待ちということですか。

○村山政府委員 もちろん、事務当局におきましても、そのためにいろいろ研究を進めておるわけでございます。が、税制調査会において検討するということになつておりますので、そこで

八

十分な審議を尽くした上でもって成案を得て提出したい、かように思っているわけでありませう。

○有馬(總)委員 大蔵省の方々は、都合の悪いことは政府の陰に隠れちゃつて、水田さんや大久保さんの陰に隠れちゃつて、そして時たま、何と云うか、ロケットみたいなやつを打ち出されるわけですが。たとえば、去年の選挙の前だったのですが、これは新聞で拝見したので、この際あらためてお伺いしたいと思つたのですが、これは税制とは関係ありませんけれども、主要食糧の買入について、米についても時期別格差をなくせよ、あるいは予約減税をなくせよ、こういうことを大蔵省としては考へておられることが新聞に伝えられておつたのですが、そういう考へ方はございしたのですか。

○村山政府委員 時期別格差を廃止するかどうかという問題は、われわれの方は、私は存じませんが、予約米減税につきましては、今度のような改正を機会に廃止の方向に持つていくべきではないかという問題は問題になりましたし、税制調査会においても、そのような答申が出ていたわけではございません。ただ、この問題につきましては、政府におきまして、三十六年産米の米価決定と緊密な関係があるので、そのときにおける結論と相俟つて措置するということになっております。

○有馬(總)委員 そのときに云々とおつしやるんですけれども、ちゃんと構想を持つていて、それを押しつけてくる。これは大蔵省の通弊なんですよ。その点どうなんですか。白紙で臨まれるのですか。

○村山政府委員 白紙で臨まれるかと申されましても、政府の決定は、その際まで検討を待つということになっております。われわれはいたしましては、税制調査会の答申が出ておりますので、それは税制の論理として一つの結論は出ておるといふこととございませうが、さらに高度な政策的見地からその点が米価決定まで留保になっておるといふこととございませう。われわれはいたしましては、ですから、この際問題にすることもありませんので、そのときまで事態を待ちたい、かような考へであります。

○有馬(總)委員 事態を待ちたいとおつしやるのですが、今も申し上げたように、あなた方はこういう点については非常に執拗にして強固なる意思を持つていらつしやるわけなんです。そういう機会あらばそれを押しつけてくる。この前私は、佐藤さんに、食管と称すべきものではなくて、むしろ行政費的な性格のものである、そうじゃないかというお話をいたしましたし、政務次官からも御理解ある御答申をいただきました。また佐藤さんも、近ごろ頭がやわらかくなつておられますので安心して下さいというふうな受け取れるような発言をなさつたわけなんです。一方ではやはりこういう形です、予約減税を廃止したり、時期別格差をなくしたりというふうなことで、政府の掲げておられますところの大方針とは違つた方向へ一歩々々持つていって、所得倍増どころか、所得の格差はますます拡大するような方向に農民を追い込んでいく、そういう行政をやつていらつしやるわけですか。そういう考へ方を

堅持していらつしやる。こういう点については、これはもうここでは議論が分かれてしまふかと思つていますが、私は要望として申し上げておきますので、ぜひいろいろ柔軟な考へ方を持つていただいて、たとえば生産費に対する佐藤さんの御答申のように、やはり頭をやわらかくしていただかなければ、ただ均衡論なりあるいは法律論なり一本で片づけておつては、繰り返して申し上げますように、なかなかこの窮状というものは打開できない。この点を十分お含み置きをいただきたいと思つたのですが、今閣連質問が武藤君からありますので、あとでまたお伺いします。

○武藤委員 閣連して。ただいま有馬先輩の質問をめぐつて一、二点閣連をしてお尋ねいたしたいのですが、農家の所得税を納めておる数が十三万戸程度になつてきたということ、あなた方は減つたと思つておられるかもしれませんが、昭和九年、昭和十年ごろの農業者で所得税を納めておる戸数というのは一体どのくらいありますか、それを最初に伺いた

○村山政府委員 人数の点は詳細にはわかりませんが、あります所得のパーセンテージからいって非常に少なかつたであらうと思つておられます。そのころ税務署長をやつておりました私の記憶では、村で大体二人ない三人くらいといふふうな覺えしております。

○武藤委員 そこで問題になるのは、昭和九年、十年を基準にして、日本の経済がこれこれだけ伸びた、あるいは生活水準がこれだけ伸びた、そういう比較をなされておる今日、農民の

課税対象になつておる件数が十三万になつたから減つたなどという考へ方もしあるとすれば、これは大きな間違いで、もしこれを昔二村で二人か三人しか所得税を納めていなかったという当時のように課税対象が少なくなるためには、どの程度の減税をしなければならぬか。そういう点を――農業所得というのは他の産業と比較して伸びが少くないですから、そういう納税者の数をも十分参考にして検討しなければならぬと思つたのです。今局長は昔は二人か三人だつたと言つても、私も昔税務署におつたんで、そういう関係で、私は徴収係におつて、村を取り歩くと三軒か四軒で済んだわけですが、ところが、最近、この間横山先生が指摘したように、徴税が一番ばかを見て困る。徴税の連中が一番ばかを見て困る。徴税をしておるから、対象が非常に多い。そういうことも徴税がばかを見るという一つの原因になつておると思つたのです。そういう点で、特にこれらの減税案を考へる場合に、農業所得の伸び率と納税者の伸び率と、そういうものを十分参考にして減税案というものを作つて、所得倍増計画にマッチできるような農業にするにはどうしたらいいかというところ、もつと大きな政治的な見地から、局長なども考へる必要があると思つたのです。局長は単なる行政官でなくとも、もつと大きな政治性を持つた立場だといふことも認識して、減税の積極的な案を作るべきだ、私はそういう考へですが、その点あなたの御見解はどうですか。

○村山政府委員 もちろん戦前のことも十分いろいろ参考にしてやつており

ますが、やはり一番大事なことは、所得の水準なり分布の状況が全く違つておるといふこととございませう。従いまして、これは日本に限らず、そのときどきの税法は、そのときどきにおける所得分布をにらみまして、それに適応した所得税体系を作つていく、それが結果として、戦前に比べて多くなる場合もありましようし、あるいは少なくなる場合もあるといふこととございませう。特に、昭和九一十一年を標準にされましたが、税制の面でございます、これはなかなか取りがたい時でございます、当時ももちろん公債の発行があつたわけでございますが、所得税だけに就いては五百万以上の所得者の数に直して五百万以上の所得者の数といふものは全体の二%だ、ところがその人たちの納めておる所得税の税額では実に五%に及んでおつた、従つて九八%の人員は残りの四五%をそれぞれ分担すれば済んでおつた、こういう事態であるわけでございます。今日全く所得分布が変わりまして、同じような比率でとりますと、五百万以上の者は〇・二%くらいのものでございませう。その人たちの納めておる税額は今日一〇%そこそこしかいっていません、こういう実情でございます。その点で、そういう所得分布を一つ考へていかなくちやならぬ。かつてわれわれこういう試算をやつたこともありますが、ごさいませう。当時の租税体系、法人税なり所得税なり、それが全体の収入の中に占めておるウェイトをとりまして、そのウェイトでもし今日の租税収入総額をまかなうとすれば、一体現行見積もつておる税収に比べてどんな変化が出てくるか。そうすると、前と

九

同じ構成でいいということになれば、その増減割合が、あるものは減税していいし、あるものは増税していいという結論になるだろうと思ひます。そういふふうに取りますと、法人税はそれなら五〇近く減税せよ、そうでないとバランスがとれないという答へも出てくるわけでございます。この辺は、それぞれ所得分布が変わり、あるいは企業と家計のあり方も違って参りますので、その辺をだんだんに見て参りたい。しかし、農業につきましては、いろんな政策方向があることはわれわれもわかっておりますので、その大きな方向に向かってそれぞれの主務官庁と十分な連絡をとって、必要な税制上の措置を打つことにはやぶさかでないつもりでございます。

○足立委員長 武藤君に申し上げますが、関連質問でございますから、なるべく簡潔に願ひます。

○武藤委員 所得分布が違つたり、あるいは企業の内容や家計の構造というものも変わつたことはわかります。そこで、所得分布が違つたり、家計や企業の内容が違つたと認識されるならば、農業の特殊性というものはやはり認めなければいかぬと思ひます。たとえば、肥料の価格にしても、農機具の価格にしても、あるいは家計そのものに見ても、昔とは全く違つた形で、農民の所得の割合が高いということは明らかなんです。それを青色申告すればいいではないかとおそらく行政官はおっしゃる。ところが、農民が青色申告をしようとするれば、ジャガイモ一貫目残つても記帳しておきなさい、サツマイモをすぐりどりしておいても、つけおかなければ青色申告を認めません

と言われるのですよ。そうすると、青色申告を實際上やつて特典を受けたいと思つても、できないのが農家なんです。そういう農業の特殊性、実態というものを認識すれば、やはりほかの法人とか企業との比較の上でバランスをとらうとする考えは、私は間違ひだと思ひます。そういう観点から、農業に対する減税はこの際思い切つてやらなければ、所得倍増、経済成長論も、農民などは全く恩恵を受けないと考えるのです。そこで、減税をする場合に、局長としては、そういう点特段の配慮をやつてみたい、そういう回答を受けたいのですが、その点いかがでございますか。

○村山政府委員 言葉は違ひかもしれませんが、考えの方向としては全く同じことを考へておるわけでございます。おっしゃる通りに、農業については手数の関係から青色申告はとれない、こゝろいふ事柄でございますので、先ほど申し述べましたように、国税におきましては、少なくとも白色の申告者については、新たに専従者控除を認め、それが主たる対象が農家であるというところは、われわれ十分承知しているわけであり、課税最低限の引き上げという問題も、農業等は国税でございまして、そのことはもうたつてはおりませんが、課税最低限の引き上げというところは、やはり零細なあるいは小さな所得者に対してそれだけ減税の割合も大きい、あるいは失格していき、そこをねらつておるわけであり

○有馬(輝)委員 最後の一つお伺ひしたいと思ひますが、これもまた農業に関連して、実は前、渡邊さんが国税庁長官のときに、私は再三再四にわたつて砂糖消費税の第一種甲類の減税について御相談を申し上げたのですが、そのときも、なかなか均衡論もつて頭をやわらかくしていただけたわけではございません。農民が換金作物として必死になつてやつて、労働力の対価に見合ふを得ずにかく現金を求めめるためにやつている。それについて均衡論を振りかざしてこられて、なかなか第一種について優遇してあるではないかと、いふようなことで一歩も前進していただけないが、農業者を優遇しなければならぬ段階において、これを再検討していただく余地があるかどうか、主税局長としての御意見を伺ひたいと思ひます。

○村山政府委員 お言葉でありますので、十分検討してみたいと思ひます。ただ一方におきまして、御案内のように、砂糖消費税の問題は、ブドウ糖とあるいはその原料を作つて、いる問題、澱粉等との関係等、同じ農村相互間に問題がありますので、その辺のことも頭に入れて十分検討してみたいと考へております。

○有馬(輝)委員 額といたしましては、今年度の見込みでも三億三千万くらいであります。その全体の税収から見れば非常に少ない額であります。先ほど私が申し上げましたような状態でありまして、それが農業者に及ぼす影響というものは、これははかり知れないものがあるわけでは、さういふ面で、ぜひ今のお話の趣旨に沿つて検討していただきたいと存じます。これをお願いしておきます。本日の私の質問はこれで終わります。

○細田(義)委員 関連して。私は今まで論議されました問題に関連をいたしまして政府にお願いするわけではございますが、農協は農民の拠点をなしている。相談の場所でもあるし、またお互いに啓蒙をし合つていく場所でもあるというふうな役割を農村にお願いしてはして、しかし、農協自体を回組組合をやつた経験を持っておりまして、二色あるのです。特に最近の都市近郊の農協というものは、一見市街地信用組合というふうな形において、金融面において非常に活発に動いておる。七億、十億の預金を持つておる。こゝろいふのは、そのめんどうを見る必要もなからうと思ひますが、何か弱小組というのがあるのですが、弱小の組合、これが町村の合併によつてさらに組合も合併の方向をたどるべきであるという方向は一致しておりますが、なかなか利害の關係がございまして、さういふか、私は、町村の合併を全からしめるには、やはり経済団体を一本になつて力を養つていかなければならない。これにはやはり呼び水を差し上げて寄らせるというふうな、合併をするまでにおいて課税の面からの特段の奨励の方策をとつてもいい。これはもう幾らでもないです。それから、いわゆる預金等を持たない組合は、肥料その他の購買の關係におきましてのサービスで手一ぱいで、配当なんかありはしない。所得なんか少ない。従つて課税という問題は起らない。

いわけでありまして、この農協それ自体の内容に従ひまして、私は二つに分けてものを考へてもいいと思ひます。農協という看板は掲げておるけれども、その組合員はもはや百姓はしないで、東京都下の実情などはまさにその通りです。町村で金を借りる場合でも、五千万でも一億でも金を貸す。一種の銀行の代役をやつておるというものが、大阪なり東京なり土地が非常に動くところの農村の看板を掲げておる農協であります。こゝろいふのと、ほんとうに食ひや食わすで寄り合つて力をもち合つてやつておるという組合、これらにつきましては、先ほど来お話を伺つておりました、いろいろ御説明がありましたが、全部弱いなものはめんどうを取つておるから、これでは大した意味はないのでありますから、私は、思ひ切つて、所得がこれくらい以下はもう課税はしないのだというくらいの方角で、日本の農業を、他の面からも、課税等の面からもめんどうを見ることが、これを大いに一つやつてもらいたい。これは意見でありまして、私は特に合併町村等に関連をしての協同組合の合併、これは農林省の指導もさることながら、課税の面からも政府は特段の意を用いて奨励して参る、こゝろいふ措置についてはいかがな見解をお持ちであるか、この際伺つておきたいのであります。

○村山政府委員 おっしゃる通りに、確かに農協と申しまして、いわば市街地信用組合というふうなものがあり、他方農村における単位農協のようなものと、いろいろあるということ、われわれもさういふ問題を十分区

別して参りたい。またおっしゃいました市町村の合併を契機にして農協の基盤を拡充するための合併、それに関連する課税問題が将来出て参る。そこでは赤字の引き継ぎの問題が認められるかどうか。現行法では普通の法人では認められませんが、その問題が出てくる。その場合に出てくる清算所得に課税するかどうか。これも黙っておきますれば当然課税になってくるわけでありませぬ。この点に焦点を合わせて今後必要に応じて立法措置で考えて参りたい、かように思っておるわけでありませぬ。

○足立委員長 安井吉典君。
○安井(吉)委員 私、税制調査会の今回の答申に基づく国税並びに地方税を通ずる税制改正にあたりまして、その答申の内容にもよるわけでありませぬけれども、いささか場当たりな、単に手直しの暫定的な、そういうたよりな措置で当面を糊塗しておる、そういうたよりの問題からいろいろ御質問を申し上げたいと考えておりましたが、時間が無いので、いろいろの問題点はあつて、先ほども有馬委員から農協課税の問題についての御質問がありましたので、その問題について一つ集中をしてお尋ねをしていきたいと思ひます。

その前にちよつとこの点だけお尋ねしておきたいわけでありませぬが、税制調査会での作業の中で、あるいはまた政府の御当局のこれまでの税制改正の考え方の中で、地域的な問題を減税という姿に現わして行く。たとえば、特に寒冷地に対する減税、そういう土地帯に対する特別な控除を認めていくと

か、それらの問題について今日までいろいろ御検討が済んだことがあるかどうか、その点を一つ伺いたいと思ひます。

○村山政府委員 この点も税制調査会では慎重に検討いたしました。従来から石炭手当、寒冷地手当あるいは新炭手当、地方別に出される手当のようなものについて、特に控除することが国税において妥当であるかどうかという問題でございます。この点いろいろ考えてみましたが、結論としては、国税としては地域差を入れることは無理であるというところでございます。と申しますのは、地域によりましてそれぞれ物価が違つておるわけでありませぬ。その問題を入れますと、基礎控除を地方ごとに全部変えなければならぬ、こういうことにもなりませんので、この点は結局そういうことではなくて、それは全体の基礎控除を幾らに上げて自動的に扶養控除の引き上げをどうするか、そういう一般的な立法措置によつて自然解消すべきであつて、地域的な問題を国税体系の中に持ち込むと、これは取捨がつかぬというところでございませぬ。なお、各国の立法例でも、こういうことはわれわれの承知しておる限りなかなか国税の体系では入つていないというの、同じような事情に基づいての、同様に思われるのでありませぬ。

○安井(吉)委員 たとえば法人所得あるいは事業所得等の経費部分として、そういうたよりのものは現実に入つていないでしようか。
○村山政府委員 それは、何といひますか、そういう立法措置を講じなくて

も、おのずから経済の事情が違つて、それによつて違つてくる分はおのずから現われる面はあるわけでございます。たとえば、同じ企業にいたしまして、給与水準の高いところで人を雇つておれば、それだけ経費は少なくなつておる。たとえば雪国で非常に雪おろしの費用がかさむとかいうことになれば、おのずからその点は経費に出て参る。あるいは耐用年数といひますか、修繕費の問題にいたしまして、修繕費がよけいにかかるということになれば、おのずからそういうことも出て参る。最後に命脈が尽きて早く全部損壊するあるいは倒壊する、こういうような経済的に現われてくる範囲では、おのずからその地方の実情を反映するといふことにはなると思ひます。しかし、それを税制の上で明確に、それぞれ基礎控除の額を変えようとか、あるいは特殊の手当を所得からははずすとかいうことになりませぬ、これは国税体系としてはなかなかむずかしい問題だといふことでございます。

○安井(吉)委員 まあ、今のお話によると、結局北海道などにある会社なんぞ、すいぶん燃料もよけい使つたわけですから、そういうものが一応経費という形で控除されていくという形がやはり現実には現われていくとすれば、石炭手当というより、給料生活者が石炭を買つたためにくれたその手当から税金が引かれてくる。そういうものについて同様の配慮があつていいと思ひますが、その点どうでしようか。
○村山政府委員 それは、税法の立て方、たとえば法人税においては純益課税という立て方をとつておるわけですから、現われてくる所得税の方

では、大体所得というものを置きまして、それから基礎控除とかいろいろな控除を引いてやつていくというやり方しかとれないわけでございます。そういうことのためにそういう点が入つてこない。ただ全般的に考える場合には、そういうシリウスな問題を緩和する意味で、全体的に基礎控除を幾らに上げるべきかといふような、やはり全国一本の形ではありませぬが、地方的に見ればそういう問題が解消し得る方向で税法の改正を考えていく、こういうことしかできないのではないと思ひます。

○安井(吉)委員 基礎控除という姿でなくとも、何か寒冷地控除か適当な控除の方向といふもので、だから、法人なんかは現実に現われていても、いわゆる給与所得その他の場合においてそれが現われていないといふことで、そこでちよつと不均衡がありはしませぬですか。その点どうでしようか。

○村山政府委員 そういう意味のものをもし不均衡といひますと、それはおそろしく不均衡と言ひ得るでせう。生活費がそれぞれ違つたにもかかわらず、一律の基礎控除を持つておる。あるいはたとえば扶養控除がそれぞれ地方によりまして違つておる。それを一律の扶養控除の額で、たとえば奥さんは九万円だとか第一一人目は五万円であるとか、そういうふうにして一律にきめておるわけではございませぬが、国税の体系としてはやむを得ないのではないでせうか、こういうことでございませぬか。
○安井(吉)委員 北海道知事あたりからは、強こういふ問題について要請はありませぬか。

○村山政府委員 歴代の北海道の長官からはお話を承りまして、そのたびに今申し上げたようなことを御説明いたしまして、実は御了承を得さしてもらつておるわけでございます。

○安井(吉)委員 そこで申し上げるわけなのですが、今の知事が選挙になぜ勝つたかといふと、北海道減税をやつたのだ、中央直結で電話一本でお話がついて、それができるのだといふので、北海道の人はみんな票を入れた。この知事は当選したわけですから、これは、今何らかの解決の方策が見つからなければ、北海道では非常な大きな政治問題になると思ひます。政務次官いかがですか。

○大久保政府委員 寒冷地帯でいろいろ御生活のお困りの点は十分お察しがつくわけではございませぬが、こういう点につきましても今後政府内部におきましても十分一研究さしていただきたいと思ひます。

○安井(吉)委員 そういうことであつてもないことになるかもしれませぬから、一つ十分に御検討おきいただきたいと思ひます。この問題はまた別な機会に譲ることになります。農業課税の問題であります。現在の農業課税の状況につきまして、一つ数字的な御説明を初めにいただきたいと思ひます。納税人員がどれくらいで、全農業者のどれくらいのパークンテージになつておるか。納税額はどれくらいか。そして今度行なわれようとする減税措置でどれくらい減税額が見込まれるか。それから、もう一つは、住民税へその減税措置がどういふふうになつて返りをするか。一つ数字的に御説明をいただきたいと思ひます。

で専従者と非専従者と区別されるわけですか。

○村山政府委員 これは、現行の、大體青色についての考え方において、専従かどうかというように実務上やっておりますが、その辺を参考にしながら、きめて参りたいと思っております。おおよその考えとしては、やはり一年のうち半年以上は仕事するというのが必要ではないか。やはり専従ということでは、主たる職業を持つては、他に特定の専従することもないだろうと思ひます。また昼間の学校に通つておるものが専従するということはないだろうと思ひます。夜間学生であれば、それは昼間の仕事に従事することができると思ひますが、そういうところをねらひまして、政令でその細目をきめていきたいという考へております。

はり今の専従者、白色申告の専従者控除の場合も、もっとそういうような面から考へ直されていいのではないかと考へております。さらに、これは、次の住民税の中に入つてきますと、その段階で非常に大きく矛盾の原因を作つていくわけですね。そこで、住民税の前に、その白色申告の控除額を七万円とされたことについて、先ほど有馬委員との質疑の中で、農村の日雇い賃金を基礎にして計算したというふうに言われておるわけでありまして、しかし、青色申告の場合、農家の人でもこれは青色申告をしてる人もいるわけですね。それから、白色申告は、これは農家の人だけでなくして、零細の企業者も白色申告をしてる場合もある。だから、どうしても農村の日雇い賃金の基礎で計算されなくてはならないという理由はないと思ひますが、その点どうですか。

○村山政府委員 現行青色につきましては八万円の控除をしております。それに対して、白色については何らの控除も認められていないが、今度七万円、それから青色につきましては原則として九万円、その差は二万円になるわけでありまして、二十五才以上の者につきましては十二万円に引き上げますので、その差は五万円ということになります。現在に比べてその格差は相当縮まってくるというところがあると思ひますが、青色につきましては、先ほど申しますように、同族法人とのバランスから見ておるわけでございます。白色につきましては、やはり主として農村地帯でございますので、農村における他人労働の賃金をとるべきではないか。もちろん青色とのバランス

も一方においてにらみながら考へておるわけでございます。そういういたしますと、大体われわれの計算では、男子で二百日働くといたしますと、男子の場合七万程度、女子ですともう少し低い金額が出てくるということでございます。なお、農家経済調査のいろいろな報告がございますが、その場合でも家族労働報酬の計算の基礎もございまして、その点も十分勘案してやっておりますわけでございます。先ほど申しましたように、一町五反から二町で計算いたしましたも六万何千円くらいというところになりますし、二町以上耕す者でも大体七万何千円くらい、これらの数字が出て参つておりますので、これらの数字をにらみ合わせ、一方において青色のバランスを考へ、その経営の実際の差にも着目いたしまして、今回はこの程度が適当ではないかというふうに考へた次第でございます。

○安井(吉)委員 農村の日雇い賃金のお話が、いわゆる控除の問題で出てきたわけでありまして、しかし、米価の算定で一体何を基礎にして算定が行なわれておるかというところは御承知です。○村山政府委員 これは普通の一般の労働賃金を基礎にして行なわれていることと承知いたしております。○安井(吉)委員 その額は幾らですか。

造工業労働賃が基礎にしてとられていて、経費の算定の場合に、つまり控除算定の場合においては農村の日雇い賃金でいくんだ。これはどうなんですか。これは筋が通りますか。

○村山政府委員 それは米価決定の要素として都市労働賃をとつておりますから、現実には米価といたしましてそれだけ入るわけでございます。一方その経費を見る場合には、税法は御案内の通り現実的な基礎を非常に重視しておるわけでございます。必ずしも、米価算定上都市の労働賃金をとられたからといって、こちらの方で都市労働賃を基礎にしないかやならぬということではないだろうと思ひます。やはりその地域における一般の賃金水準を考慮してきめることで差しつかえないのではないか、むしろ税法としてはその方が現実的ではないかというふうな考へる次第でございます。

計算されたとすれば、私はそういう理屈になつてきやしないかと思ひます。どうでしょうか。

○村山政府委員 先ほど申しましたように、税の立場におきましては、収入は現実の収入をとるわけでありまして、今度認めようとする、創設いたそうとする控除は、給金の支払いのいかんにかかわらず、納税者の便宜をそれから税務官庁の便宜を考へまして一律にきめよう、この点が青色申告と違う点でございます。それを幾らにするのが妥当か、こういう問題だろうと思ひます。幾らぐらいの経費と見積るべきであらうか、こういう問題でございます。価格決定をやつておるわけでもございませぬし、どれぐらいの経費がかかるかと考へるべきであらうか、農村を対象にする場合には、やはり農村における実際の賃金が基礎になるべきではないかと思ひます。○青色とのバランスの問題でございますが、青色と白色はやはり経営の基礎が相当違つておるのだということでございます。先ほど申しました企業と家計の分離の程度、あるいは相互の事業主と家族との間の関係が青と白ではやはり違つておるのだ、それがいよいよ発展して参りますと法人形態になつていくという差別は、やはり認めざるを得ないじゃないだろうか。それであればこそ、青色につきましては、相当厳格な帳簿書類の要件も、また原始記録の保存も税法上を講ずられておるわけでありまして、ですから、必ずその点では一致しなければならぬという点ではないかと思ひます。ただ、青色につきましては、従来いろいろな関係が

に存する次第でございますので、この点を御了承いただきたいと思ひます。

○足立委員長 この際、午後二時まで休憩いたします。

午後一時三分休憩

午後二時十二分開議

○足立委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人出席要求の件についてお諮りいたします。

金融に関する諸問題について参考人の出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○足立委員長 御異議なしと認めます。

なお、参考人の人選並びに出席の日時等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○足立委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○足立委員長 質疑を続行いたします。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 通行税の關係についてちょっとお伺いしたいのです。今度の改正案によりまして、二等の寝台が無税ということになりまして、二等関係は旅客運賃あるいは急行料金その他全部無税になって、大へんけつこうなことだと思ひわけですが、その通行税というのはどういう経過から設けられたものであるか、その点をまずお伺いしたいと思ひます。

○村山政府委員 たしか私の記憶に間違いなければ、これは昭和十三年のシナ事変特別税法のときに通行税法が創設されました、その当時はキロ数によりまして階級定額制を設けておつた。

ですから、もちろん一等、二等、三等の区分には応じておりますが、料金にスライドするものではなくて、キロ数による階級定額としての課税でスタートいたしました、それが昭和十六年か七年、たしかそのころだと思ひますが、料金に対するスライド制になった。最初は一等、二等、三等で、それぞれ一割、二割、三割くらいのもので、だんだんその差がついていきまして、最後の段階では、一等と三等では税込みで七対一くらいの料金の開きになったというところでございまして、その後、戦後逐次縮小を行なつて参りまして今日に至つておる、かような経過でございます。

○広瀬(秀)委員 通行税の歴史をちょっと調べたのですが、私が調べたところによりまして、昭和十三年、シナ事変の当時に、戦費調達を主たる目的として作られた。その前は、ずっとかなりの期間なくて、明治三十八年の日露戦争時代に、日露戦争の戦費調達を目的として、やはり通行税が設けられて、大正十五年までたしか続いた、かように記憶しているわけでありまして、そういう工合にしますと、いつも通行税というのには戦費調達という観点から設けられる、これが主たる理由になつておるに思ひますが、その点どうですか。

○村山政府委員 ただいまのお話のように、それぞれ創設されたのがそういう時期だという点は確かにさうだらう

と思ひますが、なぜ今日残つておるかということになりますと、また問題は別かと思ひます。しかし、創設のいきさつはそんなところにあつたと思ひます。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、明治三十八年、日露戦争の戦費調達を目的としてとられた通行税というのは、大正十五年に全廃をされて、その間二十年程度、十八、九年だと思ひます。今度の場合も、昭和十三年に作られてから、その歴史は、太平洋戦争といひますか、第二次世界大戦、こういう大戦の時代を過ぎてからだけでも十三年以上にもなる。創設されたときから見ると二十数年になつておる。こういうことではありますから、やはり戦費調達という観点から戦時税として設けられたものは、もはや戦後ではな

いというところは至るところでいわれておるし、今日日本の経済の情勢もはや完全に戦時ではない。戦費調達に役を買つたものが、その後も戦争からの痛手を回復する財政的な裏づけとして、そういう情勢が続いておりますけれども、そういうことでもうそろそろ全廃をすべき段階に達しておる、そういう事情にあるではないか、こう私も思ひますが、そういう点いかがですか。

○村山政府委員 その点につきましては、現行の課税では一等の運賃、急行料金、それから寝台料金、これだけになつておる。これを創設のいきさつがさうであるから直ちに廃止すべきかどうかは、各種の間接税の体系を考へて慎重に検討すべきではないかと思ひます。現在一等乗客がどれくらいあるか。これは昭和三十三年の

續でございますが、国鉄でいいますと、約十六億人の乗客に對しまして、一等の乗客は千八百万人、一〇ちよつとこのところでございます。料金で申しましても、今度の国鉄の改正案によりまして、税抜き普通の運賃で大体一・六倍くらいという格差になる。ですから、乗客総数の一〇くらゐの人しか乗らないという等級について、なお他の間接税との税率の振り合ひも考へてこの程度残しておくのはどうか、こういう問題であらうと思ひます。いずれにしても、従来の経緯から直ちに廃止というのには、慎重に検討を要すると思ひわけでありませぬ。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、今の主税局長のお話によりまして、今度の改正でもなお残る通行税というものは、これは奢侈的なものに課するといふ考へ方でございますか。

○村山政府委員 言葉として、その奢侈という言葉が適当かどうかわかりませんが、一等乗客は二等乗客に比べて明らかに拒税力が多い。そのかわり旅行も快適かもしれないが、多少の負担はごしんぼう願いたいということでございます。

○広瀬(秀)委員 言葉では奢侈という言葉は使われないけれども、やはりそういう思想に基づいて残されておると思ひます。そうしますと、現在通行税を課せられておるものは国鉄が大部分であつて、あと船関係が若干あるわけでありまして、今日の交通の事情というのからすれば、かなりデラックスマなバス旅行というよりなものがほとんど行なわれる段階になつてきておりますし、また、私鉄関係なんかも、たとへば最近例で、これは東武がど

うこうというわけではありませぬが、東武の鬼怒川方面に行くあのデラックスマなロマンスカーと稱するやつは、これは国鉄の一等車あたりよりはかなりりつぱな車両で、いいサービスが提供されておるわけでありませぬ。そういうものは、賃率の面ではあくまで二等という形をとられておるために、全然課税の対象になつてないということになつて、そういう面では、交通政策全般の上からいって、やはりおかしな現象になるのじゃないか。さらにまた、航空機の場合は税率が一〇%になつておりますが、これはおそろしく到達すべき時間の節約というよりな面から、それから中の設備その他からいひましても、国鉄の一等あたりには比べては超デラックスであるはずだと思ひます。そういうものを對して、これは一〇%だ。税率の問題はあとでやりますけれども、そういうように均衡というものがとれていないのじゃないか、こういうふうに思ひますが、それらの点、いかがでしょうか。

○村山政府委員 拒税力があるかどうかというのを、たとへば一定のキロ当たり支出する金額で見ると、あるいは同じ路線について格差のついている料金について見るかという問題があるかと思ひます。おっしゃる通りに、私も一々こまかい計算をやつておりますが、バス、電車——バスの料金あたりは路線ごとにつけておると思ひますが、その会社の原価を見て、それにおそらく適正利潤を見て料金をきめておるであらうと思ひます。従つて、国鉄についても大体原価を主にしてお

そらく計算しておると思ひますので、そこで原価の安い方が料金が一般的に

低くなる。これはそういうことになる
と思ひます。ただわれわれが一等に課
税してあるというものは、同じ国鉄の中
で一等と二等というものがあつて、相
当の格差がある。しかも一等に乗つて
おる人間が非常に少ない。そこに着目
してゐるわけでございます。一方のバ
スでございますと、なるほど料金はある
いは割高かもしれませんが、等級に間
差はない。いなかのおばさんも都会の
紳士もみんな一緒に乗るんだ。こうい
うところに、どうも特別の拒税力とい
うものを捕捉し得ないということでご
ざいます。

それから、御質問にありました飛行
機に關しましては、これは別の観点で
軽減税率をもつてやつてゐるわけでご
ざいます。御案内のように、飛行会
社は、大抵全日本空輸はお赤字でご
ざいます。しかもこれは法人税法で認
められておる定率償却でなくて、定額
償却をやつてしかも赤字だということ
でございます。これは料金が安いから
赤字だということになれば別でございます
ますが、そういう点を考えまして
やつてゐるわけでございます。それか
ら、日本航空も、国内線は黒字でござ
います。が、国外線は赤字ということ
で、これも定率で計算をいたしますと、
なお全額として赤字になるであら
う。そういう考慮、将来において航
空が伸張するということを考えまし
て、そのかわり、ただし嚴重な期限を
つけまして一〇〇程度に軽減をした、
こういう次第でございます。

てゐるのです。それというものは、古い
型のバスの場合には貸し切り料金はう
んと安いし、それからまた最新式の超
デラックスのバスなんというものは、団
体貸し切りの場合でも、やはり五割ぐ
らい高い例は幾らでもあるわけでは
ない。かたがたの長距離——百キロ、
二百キロというように最近ではバスの足
も伸びておりますので、そういう場合
に、たとえば一方のバスを一日泊まり
で貸し切るといふような場合に、二万
五千円といへば、少くとも一万円ぐ
らい高い三五千円ぐらゐ超デラックス
の方は取る、こういうようなことにも
なつてゐるわけがあります。そうしま
すと、それに乗る人は拒税力があると
見なさないかぬと思つてゐる。そうい
うことにはやはりなろうと思つてゐる。
それから、飛行機に乗る人だつて、やは
り拒税力の問題を問題とするならば、
飛行機に乗る人は、むしろ国鉄の一等
あたりに乗る人よりも拒税力もあると
見なければならぬと思つてゐる。そ
れで、航空会社が赤字だということな
らば、通行税そのものが非常に政策的な
ものだということ、これは拒税力の
問題とは別な觀念になつてくるであら
うと思ひます。そういう点で論理が非
常にほけてきてゐるんじゃないかと思
つてゐる。たとえば国鉄の一等に二割
を課してゐるのは、やはりそういう
現実の面では非常に接近しておる事
情にある拒税力をどこでつかむかとい
う場合でも、これはそつと選ぶところ
はないじゃないか、このように思つて
ますが、いかがですか。

○村山政府委員 おつしやる点は、ま
ことに微細にいけばその通りだろつと
思ひます。ただいまのバスの貸し切り
につきましても、いい車体の最新型と
古いものでは、おそろく違つたろつと
思ひます。ですから、通行税の思想を
こまかく發展させて、そういうものま
でとらえようということになります。す
ば、おそろくそういう論理になるであ
らうと思ひます。かつて乗合自動車につ
きまして、戦時中實際上課税になつて
おつた例が確かにあると思ひます。こ
れは三等まで課税した時代に、しかも
それはスライド制でつておりまし
て、高い料金なら高い値段だつたわけ
であります。その後、先ほどお話し
の戦時税といふこととごさいます。等
級の格差のないものについてははずし
たらどうか。かなり大ざつぱな論でござ
います。大きな線で整理した關係
でそういうものが起きた。しかし、
おつしやるようなことは、理論として
はまさにそつとだろつと思ひます。さら
にまた実情をよく調査したいと思
ひます。

それから、航空会社につきましても
は、これは通行税法の中に規定してな
くて、租税特別措置法の中で規定して
あることから見ましても、明らかに政
策的なものでございます。これは一般
に新規事業、物品税でもそつとござい
ますが、新規事業の方でこれと同じ
税率でいきますと、どうしてもその新
規事業が早期の間に伸びないという関
係があるわけでございます。この航空
機による輸送事業についての税率が特
に軽減されてゐるといふのも、戦後非
常に幼い事業であるといふところを見
まして、同じような思想から軽減して
おるといふこととございます。

○広瀬(秀)委員 税金は拒税力のある
ところから取るというの原則だと思
ひますが、それならば、やはり通行税
がなかつた時代にはどうだつたのか。
戦時課税として設けられたやつが、大
正十五年から昭和十三年までの間は、
なるほどその当ても一等、二等、三等
に乗る人からも、当時全然取つてな
かつたのです。これは拒税力が確かに
あつたのです。それじゃそのとき
に、しからば所得税なり何なりで、一
元的に強度の累進か何かで、拒税力の
あるところに対して取るという方向が
それほどとられておつたのかどうか。
もしやはり拒税力のあるところから取
るといふならば、もう少し所得税
の——これはできるだけ税体系とい
ふようなものを複雑なたくさんものに
して、あの手この手で取るということ
に、あつたに、所得税一本で非常な強度
の累進でもやるという方向にでも
持つてゐて、税制といふ問題を
もつと整理した、すつきりした姿にす
るといふようなことを考えていけばい
いんじゃないか。しかも通行の場合は
強度な必要性によつて乗つておるわけ
でありますから、国鉄の運賃値上げと
いうような問題とも関連いたしまし
て、これは通行税といふような問題を
も含めて、国民の感情としては国鉄の
運賃が高い。今運賃値上げの問題につ
いて国民の怨嗟の音が国鉄に集まつて
ゐる。そういう中から今度の二等寝台
だけははずれたといふこともあるので
しょうけれども、もちろん遊興飲食税
の宿泊料の問題なども関連があつて
はすれたのでしょうけれども、そうい
うようなお考えはないかどうか。すな
わち拒税力があるところから取るとい
うのを、物品税で取つてみたり、ある
いは通行税といふような戦時課税の色
の濃いもの、そういうふうなものを残
しておいてややくしくしながら取る
か、こういうような根本的な問題につ
いてお考えを一つ聞かしてもらいた
いと思つてゐる。物品税等の問題も関連
のある問題だと思つて。

○村山政府委員 戦時中に発足した税
だからということも申し上げました
が、現在においてどういふことで残す
かという問題は、私はまたおのずから
別にあるのではないかと思ひます。物
品税も、実はこれはたしか北支事変特
別税法で物品税が起こされて、そ
れがだんだん内容が改正されて今日
にきておられます。これは間接税の中
のものとしてはかなり重要な部分を占
めてゐるということでもあります。おつ
しやるようにこれはものの方でい
うございまして、通行税の一等につ
いて現在程度の負担を求めることが全
体の租税体系の中で無理であるかどう
かという問題は、それ自体として慎重
に今検討しなくちゃならぬ問題だと思
ひますが、一般に今おつしやるように
間接税といふものはすべて廃止して、
すつきりした所得税一本といふのはど
うかということとございます。これ
も税体系としてなかなかむずかしい
んじゃないか。やはりその純益に対
する課税といふもの、及び影響と
心理的な影響、あるいは実際の企業
面に及ぼす影響、それから資産に対
する課税の影響、あるいは消費に対
する課税の影響、それぞれ違ひます。
各国ともそれぞれ考へておられます
が、かなり歴史的な沿革によつてき

まってきた。従いまして、直間の比率等も国によってそれぞれ違つておるので、なかなかわかによその国の例をもつてわが国にいいとも言えませんが、やはり要は現段階においてその国の事情に適合するかどうかということを見ざるを得ないと思つておられます。この点が今後の税制調査会における大きな検討の題目として残つておるわけでございます。特に先般大臣からも申し上げましたように、間接税に対する検討並びにその結論は米年度に持ち越されておるといふような次第でございますので、今後慎重に検討して参りたい、かように考へております。

○広瀬(秀)委員 今ここに資料があり、実は国鉄の今の一等、当時の二等でありましたが、その利用する人数を見てみたのですが、大体二十七年、二十八年ころは一千七百万ないし一千二百万乗つておつた。これが、運行税が二十九年に二十八年で、外ワタ勘定になつたといふことで、一等利用の乗客がたんと減つておるわけですね。約二百万落ちておる、こゝろ数字があるわけでありまして、今でも一・六七倍、今度の運賃値上げに伴つて、一部の調整といふことで一・六七倍に基本料金はなつたわけですが、当時は二・何倍といふことだつたと思つておる。そういうことで、一等を利用する人員といふのは、ほとんどどんどん国鉄の場合に利用する人間が減つておるわけですね。それで、とんと担税力のある人は大体航空機に逃げてしまつた。それから、それは担税力のない人はバスに逃げるというよりな形で、同じようなサービスを受けるには何も税金を負担してまで乗る必要はないといふこ

とで、ほとんどどんどん減つて、昭和二十八年の一千四百八十八万三千人から、三十四年度では七百八十八万一千人といふように、この間に約四百万人も乗車人員が減つておるといふ数字が、国鉄の方から統計で出されておるわけですね。こゝろいふよりな現状にあるといふことは、基本費率が一・六七とか二倍とかいふ形が高いといふことはもちろんありましようが、その上にさらに通行税を課しておるといふようなことによつて、これが減少しておるのではないかと思つておる。国民の担税能力のある人がこゝろいふ形で国鉄から逃げる。しかも、鉄道車両の方は、一等の車両はこの間に一〇〇程度ふえておる。そうすると、国鉄としてはむだな車をよけい動かすようになる、乗車人員は減つておる、こゝろいふ形が出ておるわけですね。従つて、一等だけの原価計算といふよりなものをかりにやつてみるとすれば、この分だけ見れば、かなりの赤字が出ておるはずだと思つておる。そうしますと、航空機との問題で非常に均衡を失する面があるのではないかと思つておる。これらについて航空機の方は相当赤字があるからだといふことだとすれば、やはり鉄道はさういふ事情といふものは主税当局としてもお考えになる余地はないかどうか。そゝろいふ点をほつきり一つ答えてもらいたいと思つておる。

○村山政府委員 これは、同じ赤字の問題でありまして、なかなか料金と密接な関連がある問題だろつと思つておる。料金は、公共政策といふよりな点を別にいたしまして、原価計算からいって、普通幾らの料金が妥当なのかといふところあたりを見

て、それでできるべき問題ではなからるかと思つておる。それでもなお赤字であるかどうかといふ問題だろつと思つておる。ただ発足後まだ日にちの経過の浅い事業につきましては、間接税一般にどうしてもハンディキャップになつてくるという点は、これは免れないだろつと思つておる。ですから、その辺を見合はしてやるべきではないか。一等乗客につきましても、今ちよつと古いやつはありましても、われわれの持つておるものは三十年以降でございますが、大体同じく少し伸びておるといふような資料でございます。

○広瀬(秀)委員 今若干の数字を申し上げたわけですが、ともかく一等で国鉄は損して二等でもうける。これは俗にそんなことをわれわれ聞かされておる。従つて、一等が走つておるものは、なるほどそこに乗つておる人は、かなり裕福な人、担税力のある人が乗つておるかもしれないけれども、ローカル列車などになりますと、一等などほとんどがらすきだといふような状態で運行されておる光景をしょつちやう見るわけでありまして、そゝろいふようなことになりましても、もう大体取つていふところでは航空機に逃げてしまつておるのですから、国鉄の一等に乗る人が割高のものを払つても、それほど担税力があるからといふだけではない切れないものがあるだろつと思つておる。また現実に国鉄が非常に乗車効率の悪い一等車を運行しておる。しかも国鉄は公表してある。これに一等をつけるといふようなことを言つておる。つまり、もうからないからつげぬといふことにはいかな。国鉄の公共

性の一つとして、やはりそれは公表しておるわけですから、それをつけなければならぬ。ところが、乗る人が非常に少ない。そゝろいふ面でも非常に損をしておる。その乗らない原因の一つに、やはり通行税といふものがかなりの重荷になつておる。ばからしいといふよりな観念なんかもその中には入るかもしれない。そゝろいふよりな形であるといふ現状を、やはりもうこの段階にきては、非常に今二等が至るところで混雑しておるわけですから、ちよつとでも余裕のある人だつたら、あるいはまた老人や病人やからだの弱い人、こゝろいふよりな人たちなんかは、やはりそつちに乗る場合も相当多いわけですね。そゝろいふたものから、一がい担税力のある人が乗るのだといふことは言ひ切れない面もかなりあるだろつと思つておる。そゝろいふた面から見れば、やはりこの問題といふものはなお残つておると思つておる。

あと横山さんからも関連質問があるようでありまして、この辺で終わりたいと思つておる。戦時税として、戦費調達といふ条件の中で生まれたものであるといふこと、それから、非常に事情が変化をして、税体系としてもかなり矛盾をはらんできておる。この問題について、これはやはり撤廃の方向を目ざしながら、少なくとも航空機並み程度の税率引き下げといふよりなことは、こゝろ近い将来において、こゝろ近い将来において、来年なら来年といふよりな形で、この税率引き下げといふよりなことを、物品税の問題はまた別にやりたいと思つておる。そゝろいふ問題の整理、それから免

税点なんかの制限がありますが、あつたものを引き上げていくといふよりな問題ともからんで、そゝろいふ方向にいく気があるかどうか、この点を一つ結論的に率直にお聞かせいただきたい。

○村山政府委員 先ほどの、なるほど今対前年比を見ますと、一等の方がこゝろ数年二等に比べて伸び工合が悪い。ただし三十五年の三月―九月の六カ月の実績しかわかりませんが、これはまた一等の方が著しく伸びておる。大体一五〇ぐらい人員が伸びておる。○広瀬(秀)委員 これは一等と二等と整理したといふ関係があるのでしよう。○村山政府委員 旧二等を一等でやつておるわけでありまして、三等の方の伸びは七〇ぐらいであるといふことになつておる。この税率の問題はさういふことに、慎重に検討しろといふお話、ごもつともございまして、われわれも御意見があるところを十分伺ひまして、今後慎重に検討したいと思つておる。

にいくことが正しいと思ひますけれども、少なくとも航空機が一〇多であるので、国鉄の一等が二〇多だ。それについて、国鉄はそのことによつて運賃が高いと、それは税金を含めて絶えずやはり言われている言葉だと思ひます。そういうものを是正する措置について、真剣に取り組んで、近い将来に実現をいたしたい、そういうお答えを一ついただきたいと思ひます。

○村山政府委員 どもも実現をお約束できないのは、はなはだ遺憾でございますが、おっしゃる通りに、だんだんの点からこれは検討に値する問題だと思ひます。特に今の赤字問題等につきましては、この料金をどの程度にするのが妥当なかという先決問題が、実はこの問題の中にあると思ひます。もう一つ、御指摘になりました私鉄のバス等の問題、今度のわれわれのあれでは、汽車でございまして、一・五倍以上のものをねらつておるわけでございますが、そういう料金格差があるかないか、その辺の事情についても十分検討したいと思ひます。

○足立委員長 関連質問を許します。横山利秋君。

○横山委員 話を聞いてみました、私も、昔の職掌柄、どうしても一言言わずにおれぬ氣になったのです。今のお話を聞いておりました、あなたも大体話はわかつていらつしやる。わかつていらつしやるけれども、その後いろいろ検討しますからと云つておられるのですが、実は通行税は今検討しておるのですから、私どもの意見にもつともな点があるならば、あとからは言わず、今やはりやつてほしい。一番問題

になりすす点は、私は二つだと思ひます。一つは通行税そのものに存立の意味があるかどうかということ。もう一つは国家収入上必要があるかどうか。これはあるでしょうけれども、しかし、われわれが真摯に今日の税法を論じておる中に、通行税というものは何だということをもう一度考える必要がありはせぬか。日本国じゅうどこへ行こうとも税金がかかるのは、実際問題としておかしいのです。だから、今どうしても通行税というものがなければならぬ理論的根拠というものが、積極的要件というものは何かということが、第一に納得のできない問題です。第二番目は、今廣瀨委員がいろいろ言つておられますが、要するに他との均衡がとれぬのじゃないかということ、たとえば、私もここに資料をもちつたのですが、東京から大阪へ飛行機と国鉄の一等寝台の下段を使用いたしますと、飛行機では五百七十二円しか税金がかからぬのに、国鉄は九百九十四円税金がかかる、こういうのです。これは一等寝台だから今も同じですが、だから税金では、飛行機に乗つた方が税金が安いという事実です。それから、宿泊で見ますと、八百円の宿泊をすれば、これは税金はかかるけれども、二等寝台の下段は、今までの税率でいけば百六十円の税金がかかる。だから泊まつた方が得だ。夜行で寝台に乗つた方が損だ。宿屋へ泊まつておれば案だけども、汽車の夜行なんというものは、あれは横になつたつて案じゃない。十分な睡眠はとれない。汽車の夜行を人々と宿屋に泊まる人との比較均衡をどういうふうにか考へるか。これも納得が

できない点である。もつと高いところへ行つて、じゃ二千三百円の宿泊をしたとすれば、その場合に一等寝台の下段で例をとりますと、二千三百円の宿屋に泊まつても税金はたつた百八十円である。ところが汽車の方は四百六十円の税金がかかる。つまりこれらを比較してみますと、飛行機で行くよりも汽車で行つた方が税金が高く、そして豪華な宿屋とはいわぬけれども、二千三百円の宿屋といえばまあまあいいですね。そこへ泊まるよりも汽車の夜行で行つた方が損だ、税金が高くなるかということ、何としても筋が通らぬことではなからうか。この他との均衡論が今日納得ができません。あなたは、飛行機については、これは政策減税だからやむを得ない、こう言つておられるけれども、じゃこの通行税をまけただけ飛行機会社の赤字が救われるかどうか。飛行機会社なり何なりには至れり尽くせりで、もう滑走路から建物から国家が財政投融資をいやらつたつぎ込み、補助金を出され、ガソリン税が免税になり、そしてまた通行税も免税にしているほど、それほど税の面でも考へなければならぬのか。しかも租税特別措置法の適用をまた別な角度から受ける。しかりとするならば、せめて通行税の問題についてはオソドックスに均衡をはかることが必要ではないか。私は他との均衡論についてあなた

の今の御説明が納得ができません。しかし、一番根本の問題は、文明開化の時代、日本国じゅうどこへ行つても、戦争中ならいざ知らず、通行するのに税金をかけるという非近代的な問題をいつまで存置しようとするのか。この二点についてはどうにも説得力のないお話を、こう思ひます。ですから、

あなたも、先ほどから廣瀨君の質問に對しましては、これは検討を要する点もあつて将来検討すると言ひのだけれども、しかし、検討が済んで今こへきており、しかも本委員会としては今日検討しておるのですから、あなたもその胸奥にある矛盾を多少なりともお考へであるならば、真摯にわれわれと相談をなさる態度であつてほしい。

○村山政府委員 近代国家で通行税がどうだ、こういう第一のお話でございますが、やはりさつき言つたような一等にこの程度の負担を求めるとはどうかということだろふと思ひます。近代国家でも、アメリカ、西独、フランス、その辺はすべて通行税に相当するものをこれまた等級の差別なく課税しております。ほかの国が課税しているからわが國はいいということにはちつともなりません。なりませんが、やはり全体のバランスを見ていかざるを得ない。おっしゃる通りに今の宿泊代金とのバランスの問題もございまして、入場税とのバランスはどうであるか、物品税とはどうであるか、やはり間接税全般として一定の實質を持つその意味、あるいはそれからくみ取られる担税力、そういうものを見ながらきめていく必要があるのではないかと。先ほど私は冒頭に申し上げたと思ひますが、今度間接税につきましても、原則として根本的検討は来年ということにいたしました。さしあたりどうしてもやらなければならぬと思はれる分だけにとどめてあるわけでございます。根本的検討は最後だと思ひます。

それから、先ほどの航空会社とのバランスの問題でございますが、これは

ほんとうに根本にさかのぼつてなお時間をかけて考へてみる必要があるだろうと思ひます。おっしゃるようなことは確かに助成をしていふことになりましよう。もしかけたとして一割を二割にする。乗客が今の乗客でもいろいろ赤字状態です。お客の数はそれによつて減ることはあつてもふえることはいふ思ひます。そういういたしますと、しかも今償却は定期償却をやつておる。それは私企業のことだから、ほりつておいたらどうだというより御意見もあろふかと思ひますが、全体の國の經濟から見まして、伸ばすべきものはやむを得ず租税政策的に考へていくというの、やはりこれも一つの立場であると思ひます。政策を申しまして、これは、一律に、ある角度からの政策というわけにはなかなか参らぬわけでございます。今の状況から、それを考へてきていふのが現在の状況になつております。しかし、現在の状況が必ずしもこれで万全だなどということを申し上げていふわけではございませぬが、いろいろ問題を含んでおりますので、時間をかけさせていただきます。慎重に検討させていただきます。

○田原委員 通行税に対しては、私は角度を変えたところからお尋ねをしたと思ひます。それは日本交通公社との関係であります。数年前新聞種になつたのは、日本交通公社は通行税もあわせて一緒に市民に切符を売つていふわけですね。その金額は何十億になつていながら、これを滞納して、当然納めるべきものを納めず、市中にやみ貸しをしていふ。これは取次ですか、たとえば一月末にかりに二十億納

ら、たとえ一月末にかりに二十億納

税すべきものを、二カ月くらいおくら
かして、銀行に、いわゆるやみ金融に
使っておる。こういうことが新聞に出
ておるのです。それで、今お尋ねした
いのは、日本交通公社の、できれば昨
年一ぱいか、とにかく一年間の、当然
取り次いで納税すべき金額はどれくら
いであつたか、また納付をおくらか
している期間等についても当然出てく
ると思われませんが、それを早急に発表し
てもらいたいと思つて居るのです。

○村山政府委員 これはあるいは国税
庁の方のあれかと思つて居ますが、もし御
要求がありますれば、私の方で国税庁
の方に連絡をとります。ただいまお
述べになりました資料を取りそろえて
御報告申し上げたいと思つて居ます。

○足立委員長 次会は追つて公報を
もつて御通知することとし、本日はこ
れにて散会いたします。

午後二時五十分散会

大蔵委員会議録第二号中正誤

ペシ段 行 誤 正

二四 語 「について」は「ものにつ
いては」

四一 二〇第二項 前二項

三三 下から五 場合、 場合

四四 七 設備三以上 設備二以上

四五 六 寝台料金と 寝台料金を

昭和三十六年二月十四日印刷

昭和三十六年二月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局